

農業組合長および麦作付各種団体(法人)・農家各位

湖東農業協同組合
営農販売課

小麦の収穫に伴うカントリー施設の稼働について

日頃は農協事業に、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、各町の小麦圃場の巡回調査を行い、小麦の収穫時期の判断をいたしましたところ、6月9日よりカントリーの稼働を決定いたしました。しかしながら、集落により生育の差がありますので、収穫適期については別紙の資料をもとに充分確認していただき、適期刈取りをよろしくお願いいたします。

*** 赤かび病の小麦は毒素があるため販売できないことから、荷受検査で赤かびが発生していると判断される小麦は荷受をお断りさせていただきますのでご了承下さい。**

注意：カントリー荷受時においてフレコンのロープが切れる事故が多発しておりますので、刈取前に必ずフレコンの点検をお願いします。

記

カントリー施設の稼働開始日

稼働期間・・・令和4年6月9日（木）～令和4年6月22日（水）予定

調整日 天候、乾燥作業の都合で調整日を設けさせていただく場合は電話などにてご連絡させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

荷受時間・・・午前9時～午後6時30分まで

青い麦・高水分の麦の早刈りの無い様十分注意してください。特に倒伏のひどい圃場は刈分けをして仕分け持込にご協力ください。また倒伏した圃場の無理な刈取りが無い様、徹底をお願い致します。

- ① 特に採種地区は、発芽率確保の為、水分（25%以下）が充分乾いてから、収穫作業をお願いします。（荷受日前日の刈取り、早朝や降雨後の作業は行わない。）
 - ② 水分が30%を超える麦の荷受については、荷受をお断りする場合があります。
 - ③ 麦の圃場にカラスノエンドウ等が多い圃場は収穫までに抜き取りをしてください。（混入量が多い麦は荷受をお断りする場合があります。）
 - ④ 持込時には荷受伝票を必ずご持参ください。
 - ⑤ 持ち込みの際、過積載にはご注意ください。
- ※ 次年度からは「びわほなみ」に品種が変わる為、令和5年度以降の施設での「農林61号」の取り扱い
は致しません。**